会社HP

https://www.toyo-trailer.co.jp/inquiry/

the Toyo Trailer Times Toyo

~トーヨートレーラータイムズ~



【2軸16輪伸縮ネックジャッキ付ラジコンステア】

全長:12,640(縮時10,640)mm、幅:2,990mm、 荷台高:500mm、荷台長:8,950(縮時6950)mm、

中落ち:6,500(縮時4,500)㎜、 最大積載量:【縮時】45,500kg

【伸時】45,000kg(第5輪荷重:20t NR60km/h)

ウォーキングビーム式ステアリング・荷台伸縮装置・ 油圧昇降式グースネック等特殊機能を装備。

ネックジャッキ機構

油圧昇降式グースネックにより伸縮作業をスムーズ に行える他、高さの異なるカプラに対応できる。また、 ネックが上下動することにより傾斜部・凸凹(線路等) をかわせることや一時的に荷台前方部を上下すること ができ、優れた走行性を発揮します。コントロールボッ クス、トラクタボックス及びラジコンで操作可能です。 • 荷台伸縮装置

荷台の長さを可変させることにより多くの荷物に対 応可能になります。中落ち部高さ500mm(積車時)のた め、高さのある荷物も積載可能です。

・ラジコンステアリング機構

当社独自のステアリング機能で狭路走行のストレスを 軽減し、大幅な作業時間の短縮が可能となります。



紹介 ~2軸16輪特集~

今回は、当社の主力製品である2軸16輪の紹介 をいたします。2軸16輪は重機・建機のような超 重量物の運搬に適した車両になります。タイヤ の軸数が少ない為、車両の全長を短くすること ができ、狭い道が多い日本に適した車両です。

【2軸16輪(軽量台)】

全長:12,400mm、幅:2,990mm、荷台高:690mm、 |荷台長:7,670mm、中落ち:6,880mm、車両重量:8,800kg、 最大積載量:37,000kg (第5輪荷重:18t) サスペンション:ウォーキングビーム、

トラニオン高さ:750mm(235/70R17.5 136/134Jを装着)

本車両の最大の魅力は車両重量8,800kgと軽量タイフ の車両となっている点にございます。昨今厳しくなる 特殊車両通行許可申請にあたり、積載量確保に大いに |貢献いたします。積荷等使用条件に合わせて、荷台長・ 荷台高のご要望にも応じて設計・製作いたします。



【2軸16輪ラジコンステア拡幅自動あゆみ付き】

全長:12,440mm、幅:2,990(拡幅時3,200)mm、 荷台高:580mm、荷台長:6940mm、中落ち:5800mm、 最大積載量:37,000 kg (第5輪荷重:18t)

ウォーキングビーム式ラジコンステアリング・荷台 拡幅装置・自動あゆみを装備。

ラジコンステアリング機構

当社独自のステアリング機能で、ラジコン操作で狭 い現場での作業時間の短縮が可能となります。

• 荷台拡幅装置

荷台の幅を広げることが出来、より多くの荷物に対 応可能になります。3,200mm幅の荷物を夜間に輸送後に、 2,990mm幅に縮めることで、回送時は昼間走行も可能に なります。

・自動あゆみ当社製の自動あゆみ

荷物に応じて左右独立してスライド、上下動作が可 能になります。傾斜角8度に抑えることで、登坂能力の 厳しい荷物や滑りやすい荷物にも対応できます。



特殊車両通行許可の誘導車配置条件の変更

これまで特殊車両通行許可の内、条件C・Dに該当する場合は、特殊車両の前 後に誘導車を配置しなければなりませんでしたが、令和3年3月29日より、トラッ ク運送業界の人手不足の解消や生産性向上を後押しする目的として、誘導車の 運転には国土交通省が定める講習受講が必要となるものの、誘導車の配置が基 本的に前方または後方の1台になります。また、ガイドラインを策定し、誘導 車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等も明確化されました。

主な変更点は下記にまとめたものになります。講習についても、オンライン の受講が主になるので、簡易的に受けられると思います。国土交诵省が公開 しているガイドラインのURLはこちらですので、あわせてご参照ください。

[URL] http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf

誘導車の配置

橋梁等 前後2台の (重量C・D条件) 誘導車を配置 交差点、トンネル等 前後2台の (寸法C条件) 誘導車を配置

橋梁等 (重量C・D条件)

後1台の誘導車を配置

交差点、トンネル等 (寸法C条件)

前1台の誘導車を配置

誘導車の運転者

誰でも可

ガイドラインに 基づく講習受講者に 限定

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて

誘導車を適切に配置しましょう!

·殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、 誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。



①誘導車の運転には講習が必要 必要であった誘導車の配置が、 基本的に前方又は後方の1台 (達) になります。

また、特殊車両の運転者の 役割も明確化しましたので、 誘導車と連携し、安全な 通行等をお願いします。



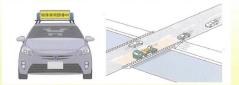
- やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。

通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化しましたので 誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。 [URL] http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf





◎ 国土交通省

ブレーキ装置摺動部分の 給油脂の重要性について

トレーラには定期的に 点検が必要な箇所があり ます。特にブレーキ装置 摺動部分(カム・シャフト、 シュー・ローラ、アンカ・ ピン等)の給油脂点検を 怠ると、ブレーキ・シュー の戻りが悪く引き摺りり 態となる等の、重大な不 具合に繋がるおそれがあ りますので、ブレーキ装 置の確実な給油脂及び点 検を行ってください。

編集後記

前回初発行し皆様から様々 な反響をいただき、とても 嬉しく思っております。 新型コロナの終息の目処は まだまだ見えませんが、く れぐれも身体にお気を付け てお過ごしください。次号 は8月に発行予定です。お楽

しみに。